――工場法成立過程からとらえ直す教育的子ども観とトランジションの成立――

元 森 絵里子

1 年少者・学校・資本

----「子ども」というフィクションの成り立ちへ

(1) 問題意識

明治23(1880)年に制定された第2次小学校令は、次のような文言で始まる。

第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並 其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

教育は、大人とは異なった発達する身体を持った「児童」「子ども」を対象とすること、教師(大人)はその特徴を持った「児童」の世界や内面や生活に配慮すること、そして、そのような教育の営みが国家や社会の成り立ちや存続に寄与していくこと――。この時期より昭和初期にかけて、教育とはそのような制度として成立し、現在に至るまで「子ども」と教育はそのようなものと語られてきた(元森 2009a)。

しかし、明治23 (1890) 年の時点では、小学校就学率は男子で65%、女子で30%程度である。明治末の時点でようやく95%を超えるが、未だ中途退学者が多く、卒業率を見れば8割程度だったことが壮丁検査の分析で明らかにされている(清川 1992)。卒業率が就学率とほぼ同等になるのは、昭和初期まで待た

ねばならない。さらに農繁期に休学したり子守りをしながら就学したりする児童なども含めれば、「年少者は学校に行き将来に備える」という建前とは程遠い世界があったことは想像に難くない。つまり、多くの年少者が「児童」として学校教育に包摂されることなく、私たちがしばしば前提としてしまう教育的な子ども像とは異なった生を生きていたことになる。

学校教育制度に包摂されない年少者とは、多くは労働力であったと推測される。そのような年少者を、アリエスらの社会史に倣って「小さな大人」と呼んでもよいかもしれない。口減らしとして奉行に出されたり遊郭に売られたりといったものも含めて、多くの年少者が「就労」していた。と同時に、年少者が学校教育に取りこまれていくのに並行して、封建的世界とはまた別に、日清日露両戦争期をはさんで勃興した近代資本が、工場労働に年少者を動員していく。就学率を上げようという政府の試みの裏で、都市貧困層は親子ともども中小工場に就労し、農家の女子は紡績女工になっていった。年少者は、「児童」として教育されようとしている一方で、封建的な世界のものとはまた違った労働力として、勃興する資本の領域に組みこまれようとしていた。

しかし、国際的な流れもある中で、最終的には、年少者の就労を「児童労働」として非難すべきものと見る視線が成立する。年少者は一律に学校教育に囲いこまれ、「児童」という発達途上の存在として保護され、将来的に国民や労働力になるべく教育されるのが望ましい――。「児童」のうちは学校教育を受け、しかるべきのちに労働世界へと移行する――。そのような、どこか子ども/大人、未熟/成熟といった区分けとも重ね合わされもするような年齢に応じた処遇の場の区分が、教育的な子ども像とともに広がり、それを下支えしていくようになる。

筆者が見ていきたいのは、その過程である。現代においてあまりに一般化し 全域化した、年少者を教育的配慮が必要な「児童」「子ども」とみなす子ども 観や、学校教育で保護・教育した後に労働世界へと移行させるという――社会 学が「社会化」「トランジション」と言い表してきたような――処遇の論理は、教育言説のみを追っていくと、明治半ばから昭和初期にかけて順調に広がっていったように見える(元森 2009a)。それは、裏側から見れば、年少者を移行させる先の労働の領域、近代的労働世界を司る資本の論理が、年少者を手放していった過程とは言えないだろうか。教育的な子ども観や、それによって成り立つ教育という制度が、歴史的に立ち現れ信憑され自律的に展開されるにいたったと見える過程を、再度、教育と隣接する労働の領域がひとの受け渡しを調整していった過程としてとらえ直していきたい。

本稿では、そのような作業への手始めとして、教育から労働へのひとの受け渡しの仕組みが誕生する際の1つのフロンティアとも言える、「工場法」の制定から改正に至る議論を整理したい。

工場法とは、労働者の最低年齢、少年および女性に関する労働時間制限・夜業禁止・休暇等の規定、傷病時の救済等を定めたものであるが、その制定は30年に及ぶ難産であった。その上、明治44(1911)年にようやく成立した法律は、適用範囲が常時15人以上の職工を使用する工場と特定の危険有害事業とに限定されており、児童労働全般を規制するものではない。法案が可決された第27帝国議会において、学齢児童総数457万人中、11万5000人が貧困等を理由に就学を免除・猶予されているのに対し、工場で働く学齢児童は5万人、法の対象となる適用工場に雇用されている12歳未満の者は男子981人、女子4503人と報告されている(衆議院27:370)。つまり、就学率上昇を目指す学校教育制度の側から見れば、法の網がかかるのは当該年齢層のわずか0.1~1%程度にすぎず、言ってしまえば無視可能な数である。その一部の年少者をめぐって、就労をどこまで認め、就学をどこまで強要するか、決着しないまま何年も議論が続けられたのである。

その議論の紆余曲折を追うことで、それまで別様の生を生きていたはずの年 少者をめぐって、勃興しつつある産業資本が労働世界に年少者をどう位置づけ ようとし、それが教育的な視線とどう調整されていったかを見ていきたい。

と同時に、この作業は、別の問題系として、「子ども」の歴史性・構築性にまつわる問題について考察することにもつながっていく。配慮が必要な「子ども」とは、制度が具現化する近代の擬制=虚構である。にもかかわらず、私たちは一般に、「子ども」をもっと実体的なものとしてとらえており、その「根拠」として、しばしば「発達する身体」やその指標としての「年齢」を直感的に頼りにしてしまう。配慮を必要とする年少者の小さく脆弱な身体があることは普遍的事実のようにも見えるが、その感覚自体ももう一度問い直してみたい。私たちがしばしば直観的に依拠してしまう「子ども」の「実体的根拠」も、すでに様々な現実的条件や言葉の網の目の中にあるのではないか(元森 2011)。一定年齢で区切って「教育から労働へ」とひとを受け渡す仕組み自体が整えられていく過程からは、年齢や身体を「子ども」の指標とする発想自体が自明でないことも浮かび上がってくる。

(2) 本稿の構成

以上に述べたような観点から、次章より、時代順に工場法制定の議論を整理していく。工場法の議論の中で、教育的な論理がどう取り込まれてきたか。また、それに対して、労働の現場を司る資本の論理はどのように賛否を主張していったか。さらに、時代の変化の中で、その構図がどう変化していったか――。議論が本格化する前であり、従来の研究で扱いが分かれる明治10年代から説き起こし(2)、教育的論理が明確に語られ始め、推進派と反対の資本家たちの対立構図がはっきりし始めた、明治29(1896)年の第1回農商工高等会議の議論を見る(3)。その後、資本の論理が譲歩し、ついには年少者を必要としなくなる過程を、明治31(1898)年の第3回農商工高等会議(4)、実態調査が重ねられ35年法案にいたる過渡期(5)、明治44(1911)年工場法成立にいたるまで(6)と追っていく。最後に、大正12(1923)年に工場法が改正された

際の議論から、教育と労働の領域が年齢で区切ってひとを受け渡していくしく みが制度的、実態的に完成する様を見る(7)。

なお、あらかじめ示しておけば、明治44年工場法の年齢制限に関わる条文は以下である(1)。第2条の12歳未満の雇用禁止(軽易な作業は10歳以上も許可)と、第3条~第5条の15歳未満(および女性)の1日12時間以上の労働と夜業の禁止(ただし施行後15年の猶予期間あり)が、本稿の関心に関わる規定である。また、本稿末尾に、本稿に関わる範囲で各時期の議論の焦点を整理した簡単な年表を添付した。

- 第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得 ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セスムル場合ハ此 ノ限ニ在ラス
 - 行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上 ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得
- 第三条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ 就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就 業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

- 第四条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至 ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス 但シ行政官庁ノ許可ヲ受ケ タルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得
- 第五条 左ノ各号ノーニ該当スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ適用セス但シ 本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午 後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セスムルコトヲ得ス

- 一一時二作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 三 昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組 以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

2 「前史」 ——明治前半

(1) 曖昧な論理・曖昧な議論の布置

工場法成立の歴史が描かれる際、たいてい明治14(1881)年に農商務省が内務省から分離した時点まで遡られる。しかし、明治10,20年代のいわば「前史」の扱いは、先行研究で分かれている。

明治15 (1882) 年,農商務省に工務局調査課が設置され,各府県の職工・工場の状態や慣習および諸外国の労役法や工場条例に関する情報が収集され始める。翌16 (1883) 年,農商務省は「労役法」「師弟契約法」「工場規則」の立案に着手。東京商工会に「童工女工」の使役の制限という論点を含んだ「工場傭主被傭者間ノ取締法」「師弟間ノ取締法ノ要領」が諮問され(岡 1913: 2),「東京商工会議事要件録」によれば、資本家は概ね肯定的に立法をとらえ、制定を望む旨の答申が出される(渋沢青淵記念財団竜門社編 1958)。明治17 (1884)年,農商務省より太政官への「興業意見巻二十八」においても、「職工条例」「徒弟条例」の発布が提案され(大内・土屋編: 691),これを受けて、同年の第1次勧業会で「工業上傭主被傭主間并師弟間ノ取締法」が諮問され、各地の慣習を調査した上で制定するよう要望が出される(農商務省工務局編 1884: 50-83)。

明治18 (1885) 年に工部省が廃止され、農商務省工務局が名実ともに工業政策の中心になる中、翌19 (1886) 年の第3次勧業会で「工業上傭主被傭者間並

師弟間ノ権利義務ノ規定及傭役ノ制限等ニ関スル事項」が再諮問される。そこで始めて具体的な年齢への言及があり、8歳未満の雇用禁止と、8~12歳1日6時間、12~16歳1日8時間の労働時間制限、16歳未満で就学義務未了の者の雇用禁止が議論されている。8歳以下は実態としても使用しても役に立たないという議論があったが、それ以上の年齢への制限や教育保障の条項は、ほとんどの県から非現実的との意見が出されている(農商務省工務局編 1886: 213-242)。

工場法制定時に農商務省工務局長だった岡実による『工場法論』(1913) は、工場法を、明治15年から一貫して、児童や女性の保護目的で進歩的官僚と学者が中心になって提案し続けたものと評価している。その後の研究は長らく、工場法を労働者保護法と見て、その起源を農商務省設立期まで遡って考察していた(2)。

それに対し、1960、70年代以降、明治20年代ごろまでの「前史」はむしろ、資本主義が発達する中で、江戸時代的な労使関係(「情誼の関係」)が動揺しているという危機感に基づいた労働者取締法の模索であり、工場法に結実する労働者保護法とは発想が異なっているという説が出され、経済史(労使関係論)の定説となっている(隅谷 1971、下田平 1972ab、千本 2008 など)。たしかに「興業意見」では、職工条例の目的は権利義務関係を明確にして弊害や苦情をなくすためとされている(大内・土屋編 1933: 691)。当時、資本の論理も家内工業的なものから離陸し、新たに組み直される時期であった。

ただ、工場労働へと駆り立てられていく年少者を保護しようという発想も、明確に存在している。明治13 (1870) 年の「改正教育令案文部省布告案」ですでに、自衛能力のない年少者が雇い主と父母の約束で長時間労働に従事させられないように、欧米同様の労働時間の規制法が必要だと書かれている(発達史2: 182-183)。第1次勧業会でも、やむをえず家計補助に年少者を賃労働につかせる「貧民」に対して、「現ニ機場ノ管巻等ニハ多ク幼女ヲ使用スルノ風」があることを問題視し、資本家の規制を強く求める意見も見られる(農商務省工

務局編 1894: 56)。

教育や社会政策も資本主義も発展途上だった明治前半,年少者を保護・教育 しようとする視線と,それとは比較的切り離された地点で資本の世界を組み直 そうという視線は、それぞれに未だ曖昧であり、それらが曖昧になったままな いまぜになり、年少者の使用の制限が議論されていたと言えるのではないだろ うか。

(2) 反対に転ずる資本家——明治20年職工条例案

明治20 (1887) 年,「職工条例案」および「職工徒弟条例案」が脱稿される。 「職工条例案」では、10歳未満の工場雇用禁止、14歳未満1日6時間、17歳未満1 日10時間の労働時間制限と夜業の禁止が盛りこまれているほか、工場主が義務 教育未修了者・非免除者を通学させる義務が提起される。「職工徒弟条例案」 では、8歳未満の徒弟としての使役禁止と、16歳未満の徒弟への読書・習字・ 算術の教授義務が定められている(岡 1913: 49)。

義務教育との関係が明記されたのは初めてである上、工場主の側に通学させる義務が盛りこまれている。この点をもって後に初期の法案の方が先進的であったと評されたりもするが、これらの規定の結果、資本家は反対ムードとなり、関係各局の意見の一致も見られず、廃案となってしまう。その後、明治23 (1890) 年、工務局は商工局となり、翌24 (1891) 年、「職工条例制定ノ要否並其ノ規程ヲ要スル事項ニ付」を各商業会議所に諮問するが、堺以外の7商業会議所が反対するなど、資本家側は極めて冷淡な反応を示している。

反対ムードを受けて、農商務省は明治26 (1893) 年から27 (1894) 年にかけて、説得のために工場内の労働者の実況調査を行うこととなるが、日清戦争に前後して資本主義が発達する中で、明治27 (1894) 年の大阪天満紡績ストライキなど労働運動が起こり始め、情勢が変わってくる。明治29 (1896) 年に、農商務省が地方長官に「職工ノ保護及取締ニ関スル事項」を諮問したところ、答

申書を提出した19県中14県が法令制定を希望したため、農商工高等会議⁽³⁾ に 諮問されることとなる。

3 教育の論理と資本の論理の対立構図――第1回農商工高等会議

(1) 社会化の論理

明治29 (1896) 年,第1回農商工高等会議で,職工保護の法律についての話し合いが行われる。焦点は,雇用の最低年齢の確定と,その上の年齢段階の少年および女性の労働制限となった (4)。

冒頭、幹事が、年少者の雇用禁止が必要な理由を力説する。

今幼者ヲ製造所内ニ使役スルニ由テ生スル弊害ヲ考フルニ (一) 身体ノ発達ヲ妨ケ健全ナル人間トナル能ハサルニ至ラシムルコト (二) 普通教育ヲ受クルノ暇ヲ失ハシムルコト (三) 工業的智識ヲ養フノ暇ナカラシムルコト (四) 家族ノ撫育ニ由テ人倫ノ道ヲ感得シ徳義ノ種子ヲ培養スルコト能ハサルコト (五) 以上ノ結果トシテ遂ニハー国工業ノー大要素タル労力ヲ羸弱ナラシメ教育ト徳義ナキ賎民ヲ増シ社会ニ害毒ヲ流スコト等ハ其重モナルモノトス (明治文化資料叢書刊行会編 1961: 21-22)

保護せねばならない根拠として、1点目に「幼者」の「身体の発達」という点が強く強調されている。第2次小学校令(明治23年)で、教育の対象としての「発達」する「児童」という概念が明確にされたが、職工保護の法律論でも、「発達する身体」なるものが労働すべきでないことの根拠として提示されたのである。ここでいう「幼者」は、諸外国を参考に10歳以下から13、4歳以下の年齢層を指した言葉だが、その上の13、4歳から18、9歳も「少年」と呼ばれ、心身が少し発達して強くなっていても、成人に向かう時期だからやはり一定の制限

をしないと発育を全うできないと、夜業や労働時間の制限が提案される(同書: 22)。労働は、健全な発達をとげて健全な人間となることを妨げる。成人より脆弱な身体を守り、将来的に健全な身体を持たせることが、年少者を労働の場から放逐する理由とされているのである。そして、2点目以下に、普通教育も技術教育も家族による道徳教育も受けられないことが問題とされるように、「発達する身体」は、労働の場ではなく教育の場に身を置くことが必要と考えられている(5)。

さらに、それは必ずしも純粋に当人のためというわけでもない。年少者の発達する身体を労働の場から遠ざけ教育しないと、5点目に書かれたように、健全な労働力も道徳心ある国民も育たず、国家社会に害を及ぼすとされている。同様の点は、制定推進論を展開した添田寿一(大蔵官僚)も述べている。

国家が健全ナル国民ノ発育ヲ計ラネバナラヌト云フ所カラ見マスルト軽々シク棄置カレヌ種々ナル弊害が生ズルノデアリマス,即チ国家ノ自衛上カラドウシテモ職工ノ上ニ多少ノ保護監督ヲ加フルト云フコトハ,今日デハ 先進国ハ最早ヤ必要デアルト認メテ居ルノデアリマス(同書: 38)

国家的見地からも年少者は労働させないことが望ましいという点は、さらに、経済上も必要であると資本家を説得する論理へと展開する。この点を添田以上に強調したのは、金子堅太郎(農商務次官)である。金子は、自分の意見は慈善の観点からのものではないとあえて断り、目先の利益を求めて労働力を酷使すると10年後には立ち行かなくなるから資本家と労働者の利益を調和させ、「国家ノ工業」「工業百年ノ計」の基礎を築く必要があると述べている(同書: 49-54)。

冒頭に述べたように,第2次小学校令(明治23年)以降,教育的な論理が教育制度を支えていくようになるが,明治も30年近くなって,職工の保護法を推

進する立場も、年少者は「発達する身体」を持ち、保護され教育されるべきものという論理を明確に使い出す。それは、必ずしも保護や発達の援助を無条件に是とするナイーブな発想に基づくのではなく、彼らが将来の「国民」や「労働者」だからであり、その発達と教育を全うさせることが資本や国家のためにもなるからである(6)。この教育論と同形の、弱者の保護と社会的効用をともに含みこむような議論は、論者の顔ぶれからすれば、当時立ち上がりつつあった社会政策の立場と言えよう。社会学も「社会化」という用語で理論枠組みとして共有してきたような論理が(7)、年少者を対象として広く共有され始める。

(2) マンパワーの論理

ところが、労働者保護が労使関係をよくし、労働紛争を防ぐと説明されても、「発達する身体」の保護が資本家にも利益があると説得されても、資本家側は、そのように年少者を見ていない。工業がようやく発達する時期に制限法を課し、雇用しうる労働力に制限を課すことに対して、資本家の議員は、早計である、工業の発達を阻害すると激烈な抵抗を示す。渋沢栄一は、少年と女性の夜業禁止について反対する際、次のように述べている。

夜業ハユカヌト云フコトハ(中略)学問上カラ云フトサウデゴザリマセウガ,併シ一方カラ云フト成ルベク間断ナク機械ヲ使ツテ行ク方ガ得デアル, 之ヲ間断ナク使フト云フニハ夜業ト云フコトガ経済的ニ適ツテ居ルト云フコトモ, 云ヒ得ルト思イマス(同書: 44-45)

資本の論理は、「損か得か」「経済的か否か」なのである。利潤を追求する資本の論理が声高に主張され始めた日清戦争後にあって、年少者の労働制限は、資本の論理からすれば不経済であり、およそ採用することができない。資本の論理は、年少者を将来の労働力ではなく、目下の労働力と見なす形で、工場を

始めとする新時代の労働世界に組みこもうとした。

こうして、推進派の論理において、年少者を「児童」として保護・教育し、 そのことが当人の保護のみならず、資本や国家のためになるという教育的な論理が鮮明になる一方で、資本の論理は年少者も目下の労働力として使いたいという対立構図ができあがっていた。結局、年少者保護が大局的には資本家のためになり工業のためになるという推進派の論理は資本家側に受け入れられず、法案は継続審議となる。

4 資本の論理の譲歩と「実態」をめぐる攻防

——第3回農商工高等会議

(1) 改良すべき 「実態」の発見

第1回農商工高等会議後、農商務省は明治30(1897)年に小冊子『工場及職工二関スル通弊一般』を発行する。技官が各業種の労働現場を視察して問題点を報告したわずか9ページの冊子では、年少者の労働について、「十八 徒弟又ハ幼年職工ノ年齢ニ制限ナキコト」「十九 幼年職工若シクハ幼年徒弟ノ労働時間ニ制限ナキコト」「二十 幼年徒弟又ハ幼年職工ニ就学ノ時間ヲ与フルノ制ナキコト」が問題点としてあげられ、さらに具体的に、紡績工場で、募集年齢を12、3歳以上としながら、実際には貧民の幼い者が働いているとか、燐寸工場で、軸木を揃えて箱詰めするのに6歳くらいを使っているとか、12時間労働で早番や夜業があるので教育を受けることは現実問題として難しいといったことが報告されている(農商務省商工局編 1897)。

議論の対象となってきた年少者の工場労働について、実態が報告されるのはこれが最初である。そして、確認しておくべきは、この報告は現実の単に忠実な写し絵ではないということである。調査は、推進側の、年少者は働かせず教育を受けさせるべきという価値を内面化した視線から行われ、規範を逸脱する

事象が「問題」として切り出され言及される。その結果,見出された労働実態は,まさに改善されるべきものとして,法律制定の必要性を裏づけるものと見なされていくという構図になっている。

そして、このような「実態」の後押しもあり、農商務省は同年、具体的な「工場法案」を完成させ、翌31 (1898) 年『工場法制定ノ理由』を発行して各商業会議所に法案制定を諮問する。情勢の変化からか、32商業会議所から制定可との答申が出されたことを受けて、第3回農商工高等会議で審議されることになる。そこでは、年少者の保護について、10歳未満の雇用禁止と14歳未満の1日10時間の労働時間制限(ただし共に「特段ノ事由」があれば例外を認めるとしている)を定め、さらに、尋常小学校未了の14歳未満の職工に工業主が自弁で教育設備を設置する義務を課している(8)。

(2) 多数派は学校へ・「実態」として残る貧困層は工場へ

明治31 (1898) 年の第3回農商工高等会議では、推進派は、前回以上に労働者保護が資本のためにもなるという点を強調して説得にかかる。添田寿一 (大蔵次官) は、社会問題が起こらないうちに適当な所で資本家と労働者の利益を調和する法律が必要だと述べ (明治文化資料叢書刊行会編 1961: 180-181)、金井延 (東京帝国大学教授) は、徴兵不合格者の問題にも言及しながら、慈善心もさることながら、現時点で法律を作っておかないと我が国の工業が充分発達できないと力説する (同書: 183-184)。

しかし、資本家は反対の態度を崩さない。まさに発達しようとする工業を押さえつけるのは「工業ノ衰退ヲ招ク法ダラウト信ズル」(村田保,同書: 113)のであり、紡績業がすでに「印度」や「支那」ら新興国と競争せねばならないときに法律を設けるのは、「実ニ国家ノ為メ取ラヌコト、信ジマス」(田口卯吉,同書: 183)と強硬に反対する。

ただ、そのときの論理は、損得や経済効率一辺倒でもない。資本家も、年少

者は保護・教育され将来に備えるのが望ましいという論理を簡単にはつっぱねられなくなり、いったんそれを理想として受け入れる姿勢を示している。その上で、保護という理念がかえって貧困層を苦しめるという議論を、多くの資本家が繰り返す。

今日ノ日本ノ貧民社会ハー日ノ間永イ時間労働シテ、漸ク生活シテ行クノ デアリマス、成程固ヨリ健康ニ害アル事ハ避ケテ、仮令貧民デモ教育ヲ受 ケサセタイノハ山々デスカ、背ニ腹ハ替ヘラレヌ(奥田正香、同書: 128)

紡績所が出来タ為メニ貧民が大変オマンマヲ食ベルコトが出来ル(中略) 教育モシタシ健康モ大事デス、トコロガ人間ト云フモノハ衣食足リテ礼儀 ヲ知リ、恒ノ産アツテ恒ノ心アル(豊田良平, 同書: 135)

さらに、一歩進んで、学校に行けない貧困層を堕落から守る役割を工場が担っているという議論すらされる。持ち出されるのは、「工業地二ハ貧人ガ少ナイ」のに対して、「煙突ノ無イ様ナ土地ハ必ズ囚徒ガ多イ」(村田保、同書: 113-114)というリアリティである。そして、今規制法を作っても、「下等社会」は教育に目を向けないので「却ツテサウ云フ者ヲ遊バシテ置ケバ害ヲスル」(同書: 114)、年少者が工場で働くほかにすることがあるかといえば「何モナイカラ又仕舞ヒニハ道路ニ立テ警察ノ厄介ニナラウ」(奥田正香、同書: 130)と主張される。つまり、実態として学校に行かせられない層がいるならば、それを工場が受け入れることに意味があるというのである。村田保にいたっては、労働の教育的効果ともいうべきものにまで言及している。5、6歳から働いている燐寸工場などでは、稼ぐ賃金は微々たるものでも、それを楽しみにすることで子どもに「工業心」が起こってくる。という理屈である(同書: 113)。

資本の側は、年少者は労働力だというその論理を声高に主張しづらくなる。

しかし、教育的な論理が、年少者の処遇の論理として全面的に肯定されることもまだない。そのあわいで、推進派が推進の理由として切りとってきた工場労働の「実態」、貧困層の年少者の使役の「実情」こそが、資本の側に使役の理由を与える。学校教育が放置して社会に害するなら、工場が労働力として使うことに意義はあり、むしろそこに教育効果すらあると、倫理的様相を帯びた言葉が費やされる。

多数派は保護され教育を受けるのでよい。しかし、そこからこぼれた層は労働力として工場へ――。教育の論理と資本の論理の攻防の狭間で、年少者を教育か資本か、社会化か労働力かと奪い合うのではなく、年少者を実情に即して2つの別の論理を持つ2つの世界に棲み分けさせるという、今現在から見るとやや奇異に見える議論があったことは記憶されるべきであろう。

加えて、そのような攻防は、「実態」として切りとられた貧困層の年少者の 現実を、互いに根拠として示す形で行われた。初の実態調査に基づいて、貧困 層の年少者をめぐる駆け引きが行われた第3回農商工高等会議であったが、そ こでは推進派も反対派も、さらなる実態調査や発達の統計を要求している。推 進派の金井延は、身体の発達の観点から労働可能な年齢を専門家に意見を聞く ようにと要求し(同書: 71-72)、資本家側の高橋是清は、14歳未満の労働が本 当に発育や衛生上の害があるのか未就労の子どもと比較した統計が必要だと述 べ、調査不十分なうちは廃案を主張している(同書: 81-82)。年少者を保護し 教育する必要性を語るにも、年少者の労働を認める正統性を語るにも、就労と 就学の実態調査と身体の発達に関する統計が必要とされるのである。

(3) 教育は学校で・工場は労働を

ここまでで明らかなように、このころにはすでに、年少者は「児童」として 学校教育を受けるということは、おおっぴらには反対しづらいものとなってき た。それに対して、資本家がどうせ実態としてこぼれ落ちているならばと使役 したがり、工場法案が議論の対象としているのは、現実問題として「児童」たりえず労働力とされる貧困層の年少者である(9)。そのため、会議では、第9条但書で使用が認められた10歳未満の者と、10歳以上14歳未満の者のうち義務教育を修了していない者に対して、「心身発達ノ時代ニ、何等ノ教育ナシニ通過スルノハ、遺憾トスル所デアル」(農商務省参事官美濃部俊吉、同書: 72)と、「本来受けるべき」教育をどう保障するかをめぐる議論も行っている。

この議論過程で、年少者を実情で振り分ける2つの場――教育と労働の場―― が、別の論理を持つことが確認されていっている。

農商務省案では、そのような年少者に10時間の労働を認めつつ、工場主に教育義務を課している。諸外国のように義務教育強制を徹底して修了後に工場労働を認めるのは困難なため、「過渡ノ時代ニ対スル策トシテ、一時已ムヲ得ヌコト、シテ」、文部省の学校体系(尋常小学校)の外で、「極メテ低度ノモノデ良イ」から簡便な教育を施すよう指導するといった内容である(美濃部俊吉、同書: 73)。

10時間労働と教育が両立するとは傍目にも思えないが、この折衷案に対しては、推進派・反対派双方が反対している。反対派の資本家は、工場主の負担が大きすぎるという観点から反論する。工場労働者以外に学齢でも就学していない者が多くいることから、国家が貧民に教育を受けさせることを引き受けていないのに、工場だけ工場主が責任を引き受けろとは不公平だ(荘田平五郎、同書:121)というのである。推進派は逆に、学校教育に組みこめないことに問題を見出す。金井延は、小学校教育でさえも就学率がふるわない状況で、工場で教育を与えるのは難しいのではないかという懸念を示しており(同書:72)、柏田盛文(文部次官)は、日本臣民で学齢にある者は小学校令に基づいて国民教育をすることになっていると、学校教育体系外の教育を認めることに難色を示している(同書:73-74)。

このように、就学できず就労する年少者に対して、その狭間の地位にふさわ

しい「低度の教育」を与えるという農商務省提案は、推進派にも反対派にも受け入れられない。学校教育相当のものを与えるか、義務を課さないか。推進派は少しでも多くの年少者に学校教育を受けさせようとするのに対して、反対派は少しでも多くの年少者をただ労働力として使いたい。年少者の処遇をめぐる態度は正反対ながら、双方とも教育は学校教育に一元化するという点で、折衷的な農商務省案に対抗している。つまり、教育の場と労働の場は区別され、資本の論理で動く工場が教育を行うことはできないのである。だからこそ、規制を強くして教育の場に連れていきたい推進派と、労働だけをやらせたい反対派という構図ができている。

年少者を「児童」として保護・教育し将来に備えさせたいという教育の論理で動く学校と、年少者も労働力として使役する方が経済的だという資本の論理で動く工場とは別の場であり、実情から後者に所属することになる年少者がいても、別の場の論理である教育を施させるのは不都合や懸念が生ずる。明治30年頃、年少者を「児童」や「子ども」としてひとくくりにして見てしまう視線からは忘れられがちな、年少者をめぐる制度間の駆け引きがあった。

結局、法案は、大幅修正された上で可決される。工場主の教育義務規定は削除(寄宿舎に居住する職工徒弟にのみ教育を与えるべきとされる)、10歳未満の使用は「禁止または制限」に変更され、14歳未満の労働時間制限も1日12時間未満を「奨励」するものへと緩和される。それも、隈板内閣から第2次山県内閣への交代の混乱の中で、議会に提出されないままとなってしまう。

5 資本の論理からの年少者の放逐――35年法案以降の変化

(1) 「教育から労働へ」の自明化

工場法案の議会提出が延期される中, 農商務省は, 工場労働の実態調査や, 年少者の発達に関する調査や専門家への諮問を多くしていく。とりわけ, 明治 33 (1900) 年, 商工局工務課に工場調査掛が設置され, 1万円の臨時工場調査 費が計上される。その結果は,明治35 (1902) 年『工場調査要領』,明治36 (1903) 年『職工事情』としてまとめられる。この過程で, 教育の論理と資本の論理の 攻防の布置は変容していく。

まず,年少者の教育の取り扱いに変化が見られる。職工の現状を調査した『工 場調査要領』では,職工の大半が無教育と見做せると報告されている(農商務 省商工局編 1902: 29)。単に年少者が使役されているということのみならず, すでに成人したものも含めて,教育を受けないまま工場で労働に従事する層が 一定数いることが「問題」とされ始めた。

その際、農商務省は、工場に教育効果、防犯効果があるという、第3回農商工高等会議で資本家側が述べたような論理は採用していない。むしろ、「幾多ノ学齢児童カ国民教育ヲ受クルコトナク夙ニ悪感化ヲ受クルハ最憂フヘシ」(同書:30)と、工場は「悪感化」を及ぼすところとされている。代わりに、就学していない者も含めて年少者に「学齢児童」という総称が与えられているように、年少者は基本的にすべて「児童」として学校教育を受けるべきだという前提が持ちこまれている。

別の箇所では、工場で働くには近代的知識と規律訓練とが必要であり、普通教育を受けていない者はそれが足りないと述べられている(同書: 59)。工場で労働力になるためにも、現場での職業教育や「工業心」の涵養ではなく、普通教育と道徳教育を受けておくべきとされ始めたのである。果ては、無教育からくる弊害の矯正のためにも、まさに教育こそが重要とされている。

現時職工徒弟ノ全然無教育ナルコト殊ニ幼者少年ノ国民教育ヲ受ケスシテ成長シツ、アルハ最憂慮スヘキナリ諸種ノ弊害ハ是ヨリ起ルト同時ニ多クノ弊害ハ教育ノ普及ニ依ルニ非サレハ根底ヨリ矯正スルコト能ハサルヲ常トス(同書:59)

多数派は学校へ行き、貧困層は現実問題として就学できないから工場へ行って労働力となるという棲み分けは棄却され、全員が「児童」として学校教育を経てから労働現場に赴くべきであるという論理が貫徹された。農商務省は、この必要な教育をめぐって、国家の教育機関を拡充するべきであり、工場法は労働を禁止・制限することでそれに寄与すると立場を変えていく(同書: 60-61)(100)。

(2) 実態としての最年少者の工場からの放逐

このこととも関係するが、年少者の雇用制限に対する資本家の態度にも変化が見られる。

そもそも、この時期の調査によれば、実は10歳未満の年少者の雇用は多いとは言えない。『工場調査要領』の職工の年齢の調査によれば、14歳未満は職工総数の10%強(うち82%が女子)であるが、12歳未満や10歳未満は、その中でもかなり少ないことが明らかになっている。工場法制定過程で反対論を展開した紡績・繊維業では、紡績工場で「九歳十歳位ノ者亦之無キニ非ス」と述べられている程度で、年少者といっても12、3歳程度が一般的である。幼者の雇用が多いと述べられている煙草工場、印刷工場等でも「十歳未満ノ幼者ハ極メテ稀ナリ」とあり、わずかに燐寸工場で乳幼児づれが多いことが指摘されているのみである(同書: 9-16、29-30)。『職工事情』でも、ほぼ同様の結果が報告されており、低年齢の職工については、しばしば母や姉についてくるだけと述べられている(農商務省商工局編 1998)。

労働実態を盾にする資本家への防戦のため、今度は「実態」が過少に描かれている面もあると考えられるが、それを踏まえても、紡績業などの基幹部門の工場では10歳以下の年少者を使わなくなっている(II)。工業が高度化するにつれ、あまりに幼い者は、もはや労働力としても役に立たなくなってきたのだろう。そのため、10歳未満の雇用禁止規定に関しては、資本家の反対は徐々に見られなくなっていく。

その結果,工場法を論じる際の主問題は,10歳に満たない年少者の雇用禁止ではなくなる。農商工高等会議の時点で10歳未満だった雇用禁止条項は、制定に向けて11歳未満,12歳未満と対象が拡大されていく一方で,10歳以上の就業を認める免除規定が整備されていく。この間,明治33(1900)年の第3次小学校令において就学義務が強く規定され,明治40(1907)年の改正では義務教育が6年となっている。就学率も上昇し,12歳程度までが教育を受ける年齢となっていく中で,年少者を実態に応じて学校と工場で棲み分けさせるという議論はもはやなされず,10歳未満の雇用禁止は規定路線となり,問題は,義務教育と重複する期間の問題を念頭に置きつつも,10歳以上のどこにどう線を引くか,別の論理で動く学校と工場で年少者をどう受け渡していくかに移っていく。

6 年齢による教育の論理と資本の論理の線引きへ ----工場法成立前夜

(1) 実態による棲み分けから年齢による線引きへ――最低年齢をめぐって

農商務省は、明治35 (1902) 年、『工場法案ノ要領』を示し、工場法案を新たに立案する。関係官庁、地方長官、商業会議所、衛生会等への周到な根回しをし、尚早との意見と折り合いをつけながら修正。明治37~38 (1904~05)年の日露戦争によりいったん棚上げになった後、明治43 (1910)年、第26帝国議会に新法案を提出。紡績業者の反対に1回撤回した後、資本家らによる第2回生産調査会での修正を経て、明治44 (1911)年、第27帝国議会で工場法が成立する。

30年法案では10歳未満だった雇用禁止年齢が、35年法案で11歳未満に引き上げられた(ただし、現在の雇用の継続は許可し、施行後10年間は、8歳以上1年、9歳以上3年、10歳以上5年の猶予を与えるとしている)。農商務省工務課長窪田静太郎の東京商業会議所での説明では、現状では11歳以下は業務が限られてい

て禁止しても実際の影響は少なく、第3次小学校令(明治33年)の規定では10歳程度で義務教育を終えるから、教育を受けて卒業後に労働に従事するという流れもつくれると強調されている。ただ、刑法が12歳未満の罪を問わないことと考え合わせれば11.2歳を境界とすべきとも言及されており、10歳よりもう一歩線を引き上げたいという思いも見てとれる。しかし、結局、「工業上急激ノ変動ヲ与ヘス又職工父兄ノ事情ヲモ斟酌シテ十一歳ニ規程シタルハ稍控目ノ方針ヲ採レル」(東京商業会議所編 1903: 45)ということで11歳未満が境界として提示される。一定年齢まで教育を受けその後に労働をという年齢による区分が、制度設計上の規定路線となった上で、実態としてほとんど労働力にならない10歳から諸外国を基準とした12歳や14歳までのどこに区切りの線を引くかで、理想と現実がせめぎ合っている(12)。

資本家はやはり、10歳より上には線を引きたがらない。現状では工業の発達を阻害する、尚早であるという反論に加え、11,2歳から使わないと熟練できないという意見も出ている(同書:26-27)。10歳を超えたあたりから、年少者も労働力と見なされているのである。だが、線引きや時間の長短などの細部が問題となるものの、法律制定そのものに対しては、知事・商業会議所の過半数が替成となっている(農商務省商工局編 1902)。

日露戦争で議論が中断されるうちに、明治40年(1907)年、義務教育6年制が実施される。それを受け、教育から労働へという規定路線に沿って法案の線引き年齢も引き上げられる。明治43(1910)年の第26帝国議会に提出されることになる法案では、雇用禁止年齢は12歳未満となっている(施行時に雇用中の者と許可を受けた10歳以上は可としている)。

これについては、農商務省『工場法案ノ説明』によれば、父兄を啓蒙し、「将来健全ナル身体ト相当ノ国民教育ヲ受ケタル良職工ヲ養成セシムル」(農商務省商工局編 1909: 15)ためである。体が強く業務に習熟した職工を長く勤続させることは工業主の利益にもなり、国民の健康の保全と工業の発達の双方を企

図するものである云々と、農商工高等会議以来の推進派のロジックも繰り返されている(同書: 1-2)。義務教育を修了していない場合は、12歳以上といえども使役するのは望ましくないとの見解も示されており、教育から労働へという順序が自明化していることがうかがわれるが(同書: 15)、12歳という線については、あたかもそれが自明であるかのような提示のされ方をしている。

十二歳未満ノ児童ハ心身ノ発育仍ホ不完全ナルヲ以テ工場労働者ニ従事セシメンカ啻ニ健康ヲ害シ易キノミナラス、情操上ニ於テモ亦不良ナル感化ヲ受クルニ至ル(同書: 15)

第2回生産調査会において資本家の意向との調整がなされ、施行時に雇用中の場合のほかに、10歳以上でも軽易な作業に限り雇用を可とする但書を盛りこむ案が策定される。この案が、ほぼそのまま第27帝国議会で可決されていくのだが、「生産調査会録事 第二回」では、本来は12歳で線を引くべきである旨、但書は現在12歳以下を使用している工場への影響に配慮した旨が強調される。

本来ノ精神カラ申シマスルト、十二歳以下ノ幼年者ト云フヤウナ者ハ工場 ニ入ルコトヲ許サヌ方ガ就学義務ノ関係カラ申シテモ亦身体ノ点カラ申シ マシテモ宜カラウト云フコトハ飽迄認メテ居ルノデゴザイマス(武田 編 1987: 115)

年少者を労働力としたい資本の論理との調整が引き続きなされているが、紡績業を始め工業発展の主幹となる業種では、12歳未満という境界線が受け入れられている。その上で、より低年齢の層を雇用している燐寸工場などの実態に配慮した形で、軽易な作業という条件をつけて10歳以上という別の境界線を認めた形で最終法案がまとめられていく。

(2) 発達統計をめぐる論戦――義務教育との重複期間をめぐって

第26~27帝国議会の段階では、雇用禁止の年齢をめぐって、資本家以上に議 論を展開したのは、むしろ衛生や教育を強調する革新的な法案賛成論者である。

明治40年代になって新たに議論に持ち出されてくるのは、発達の統計(平均値)である⁽¹³⁾。成人に比べた身体の脆弱さを基準に、あまりに幼すぎる年齢(「幼者」)とそれ以上成人未満の年齢(「少年」)に特別処遇をしようという発想は農商工高等会議以来存在するが、より詳細なデータに基づき、11歳と12歳の間に線を引くことの妥当性が問題とされる。

加えて、すでに義務教育6年制が施行されている中、満年齢で区切る工場法と、 年度単位で区切る学校教育制度の間のずれにより、12歳の誕生日から小学校卒業までの間に労働可能年齢と義務教育就学年齢との重複期間が残ってしまうことも問題にされる。

第26帝国議会では、推進派の八木逸郎(医師・政治家)から、この2つの問題を解決するためにも13歳を線にせよという意見が出されている(14)。

十二歳ト十三歳ノ間ノ身体ノ違ヒ方ト云フモノハ非常ニ衛生上ニ関係ガアルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、ソレデ義務教育ヲ終ラシテ、一年経ッテカラ工場主ノ方ニ雇ハレルト云フコトニシテ(後略)(衆議院26:89)

資本家の要望と折り合いをつけるべく現実路線をとる農商務省は、文部省が 義務教育終了を要件にするよう要求してきたことに触れつつも、工業に激動を 与えないように、諸外国同様の12歳未満を採用したと直截に述べている(岡実、 同書: 94)。ただ、それに発達上も根拠があるという、今の目から見れば危うい 議論が付け加えられている。

欧羅巴人デモ十二歳ト云フコトニナッテ居リマスノデ,日本人ハ(引用者注:発達が)西洋人ヨリモ余程早イ方デゴザイマスカラ,十二歳ト云フトコロデ学校ノ方カラ見マシテモ宜シカラウ(政府委員鹿子木小五郎,同書:90)

農商工高等会議では、調査で「問題」として発見された貧困層の就労の「実態」をめぐって推進派反対派がともに立論の根拠とし合うという議論の構図ができていたが、ここではそれが、革新派と中道路線の農商務省の間で、身体検査や発達統計の解釈をめぐる争いを含みつつ成り立っている。

法案成立の舞台となる第27帝国議会では、花井卓三や八木逸郎が前回同様に12歳未満という規定を問題にし、義務教育未修了者は使用不可と工場法に明記したり、小学校令に違反への制裁規定を設けたりするべきと主張するが、政治家や農商務省は、制度上は問題がないことを強調した上で、「実態」を盾にして応戦する。多くの学齢児童が働いている現状、とりわけ、燐寸(5.6%が12歳以下)、硝子(同3.3%)(同書: 384)などの貧困の年少者を多く雇用している工場の現状から、理想は13.4歳にしても12歳から始めるしかないと主張されている。

このように、教育から労働へという移行が規定路線となり、実態を根拠とした議論や、発達を根拠とした議論を含みつつ、線引き年齢をめぐる議論が繰り広げられた。その結果、教育と労働という制度は、並列ではなく、若干の重複期間を認めつつも時間的な前後関係で結ばれることになった。

ところで、貴族院では、1人、毛色の違う意見を述べた委員がいたことも記しておこう。鎌田栄吉(政治家)である。彼は、「教育ト云ッテ学校バカリガ決シテ教育デナイノデ(中略)成ルベク早ク其業務ニ従事スルト云フコトガ宜シイ」と、むしろ1日の教育時間を短くして修学年限を8年に延長し、教育と労働を長期両立させる案を提案している(貴族院27: 115)。普通教育も職業の現場訓練もという発想は、それ自体では合理的である。しかし、教育は学校で工

場では労働をと明確に分けた上で、学校教育から労働世界へ移行するというのが 規定路線となっている中で、この意見は誰にも顧みられることがなかった――。

(3) 「少年」層をめぐる攻防

なお、この段階での主要な争点は、当時の基幹産業たる紡績業の利害が関係する、雇用禁止年齢以上の年少者および女性に対する労働時間や夜業の制限の規定の是非の方にあった。10歳以上で義務教育も受けているが、成人と同等の体格に発達するまでの年少者――第1回農商工高等会議で言うところの「少年」――たちをめぐって、利潤や経済性を重視する資本の論理は、より幼い者たちに対するようには譲れない。農商工高等会議の時点では14歳未満とされていた保護の対象は、35年法案では16歳未満とされるが、最終段階で15歳に下方修正されている。

とりわけ、この規定は、初期法案以降一貫して成人を含む女性の保護規定と抱き合わさったものでもあったため、10代から20代の女工の夜業に大きく依存している紡績業者を中心に猛烈な反対が起こる。紡績機という長時間連続操業を帰結させる技術に依存する紡績業にとっては、休みなく長時間操業する方が効率的で生産的である。ティーンを含んだ女性は、それを可能にする安価な労働力であり、その労働時間を制限することは、にわかには受け入れ難いものであった。つまり、「少年」層をめぐる議論を見れば、資本の論理が利潤や経済性であることは変わっていないのである。

16歳に線を引こうとする35年法案は、その理由を、統計上も男子17、8歳くらいが成人と同等と見なせ、諸外国の成人年齢も18歳くらいだが、実情を踏まえた「控目ノ方針」として16歳未満としたとしている(東京商業会議所編 1903: 45-46)。それでも反対があり、第26帝国議会の時点の案では、許可を受ければ14歳未満の就労や時間延長を可能とした上、施行後5年間は12歳以上を全面許可することになるが、依然として資本家の反対は激しい。特に夜業をめぐって

工業の発展を阻害すると強調し、男性、病気、女工や年少者で家計を支えているものがどれだけいるか調査をするよう要請する(衆議院26:92)。結局、夜業禁止規定が大きな障壁となって法案は継続審議となってしまう。事実上の法案成立の舞台となった第2回生産調査会では(15)、吉阪(1925:61)によれば、「満十五歳は数へ年十七歳の者少からず古来の慣習上一人前と見るべきものなれば必ずしも之を十二歳近くの者と同一視する必要なし」と、発達にこだわる論者を文化論で牽制するような意見が出たらしく、年齢が15歳未満に改められた上、夜業禁止も労働時間制限も施行後15年もの猶予規定がつけられる。

第27帝国議会では、革新派が猶予規定に反対するが、農商務省に押し切られる形で法案が成立する(16)。ただし、夜業禁止に対する資本家の反対により、工場法が実際に施行されたのは5年後の大正5(1916)年である(17)。

7 空白期間なき移行の成立――工場法改正と最低年齢法

(1) 線引き問題の再燃

以上のように、難産の末成立した工場法であるが、実際には、工場労働を制限された年齢層が必ずしも就学したわけではない。工場法の適用工場が工業部門の半数にすぎず(18)、法によって工場を追われた年少者が、より劣悪な条件の職場に流れていったことは、しばしば指摘されている。大正10(1921)年の時点でも、14歳未満の「貧児労働者」は約24万4000人、そのうち「職工」は10万余人、「徒弟」は2万7000人いた(内務省編 1921: 109)(19)。

このような中、大正8 (1919) 年、第1回国際労働力会議で「工業ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約」が制定され、14歳未満の雇用の原則禁止が規定された。同条約は、日本に関しては、例外的に12歳以上で尋常小学校修了者の雇用を認める代わりに、10歳以上の雇用を認める現行法の廃止を要求している⁽²⁰⁾。そのため、大正11 (1922) 年に創設された社会局は、大正12 (1923) 年、

第46帝国議会に「工業労働者最低年齢法」の法案と、それに伴う工場法改正案を提出する。

工業労働者最低年齢法は、14歳未満の工業使用禁止(12歳以上で義務教育を修了した者は例外)と、16歳未満1日11時間以内の労働時間制限を設けている。第1次世界大戦後、列強に名を連ねつつあった日本としては、国内産業に大きな影響がないならば国際標準に従いたいと述べる政府委員に対し、資本家も、最低年齢の引き上げには主だった反論はしない。資本家が反対したのは、工場法制定時と同様、夜業禁止と労働時間制限の対象年齢を15歳から16歳に引き上げるという点である。工場法のない「印度」や「支那」に負けるというお決まりの意見が、衆議院貴族院ともに繰り返されている。しかし、この段階では、政府委員河原田稼吉(社会局部長)は、「是ハ十八歳デアルト云フノヲ、特別ニ日本ガ人類其他ノ関係カラ、日本ハ十六歳デ充分デアルト云フコトデ、十六歳ト云フ除外例ヲ設ケラレタノデアリマス」(衆議院46:53)と、例の日本人の発達という議論で押し切っている。

保護と教育を重視する論者もまた、線引きの低さを工場法制定時に引き続き問題化する。とりわけ問題となったのが、12歳以上の使用を条件つきで認めることである。中原徳太郎(医師・政治家)は、12,3歳が発育の最重要期であるから、保健衛生への留意が必要だという以前よりの論点に加え、義務教育8年制を見据えたとき12歳では不整合が生ずることを強く主張する(同書: 63-64)。義務教育6年制が軌道に乗り、大正6~8(1917~19)年の臨時教育会議以降、義務教育8年制が模索される最中であった。

(2) 規範としての間断なき移行へ

興味深いことに、それに対して官僚側が採用した回答は、工業に打撃を与えないためとか、資本家の要求といった現実策ではなかった。衆議院でも貴族院でも繰り返されたのは、本来はより高い年齢に設定することが望ましいが、義

務教育が6年のうちは、14歳未満を境界線にすると卒業後「ブラブラ」する時間ができてしまうという説明であった。

今日二於テハー年若クハー年半ト云フモノハ,労働ニモ行ケズ,学校ヲ卒業シテカラブラ~シナケレバナラヌ(中略)保健衛生ノ立場カラハ,成ルベク年齢ノ高イ方ガ宜イノデゴザイマセウガ,社会問題其他子供ノ就業ノ問題ト云フヤウナ点,並ニ産業問題等モ考エマシテ此例外規程ヲ設ケラレタノハ,是ハ已ムヲ得ナイ事デハナイカト考へテ居リマス(河原田稼吉,同書:54)

小学教育ヲ卒へテ職ヲ得ラレナイヤウナ者ハ, 色々ノ誘惑ニモ掛リ易イ時期デアリマスカラ, 其方モ慮リテ, ヤハリ職業ニ付カシメタ方が宜カラウト云フ見解デアリマス(社会局長官塚本清治,同書: 63)

以前にも放っておくよりは工場へという議論はあったが、教育は学校で工場では労働をという棲み分けがなされるようになり、前者から後者への移行を制度的に保障することが規定路線となっていく中、工場法制定時は重複期間の処遇が問題になっていた。ところが、すでに高瀬(2001, 2002)が指摘しているように、今度は空白期間が問題になる。たしかに、12歳と設定しつつ、義務教育修了を条件づけることは、実質的に「教育から労働へ」の重複も間断もない移行を可能とする。加えて、工場法が適用工場を限定しているのに対し、最低年齢法はすべての工場および工業労働に適用される(21)。この間断なき移行は、かなりの規模の年少者に適用されるのである。

さらに、高瀬は、大正10 (1921) 年の「職業紹介法」をはじめとする少年職業紹介制度ができ、児童保護施策の重点が、「教育の保障」から「教育から職業への間断ない移行」へと移動したと指摘している。保護し教育を施して後は

知りませんではなく、その後労働の場へと移行させることまでが教育の職掌とされるようになった。労働現場は、そうして受け渡された者を、その論理にしたがって目下の労働力として使役していく――。そのような体制が目指されていった。

当時、小学校令で貧困を理由に就学を免除されている年少者が4万人いた。 10歳以上12歳未満の使用を全面禁止すると、そのうちの就労している3000人が 失職する。衆議院でも貴族院でも検討委員会でこの点が問題となり、それらの 年少者を就学させる制度や社会施設を要請する希望を議会に提出している(衆 議院46. 貴族院46)。年少者はすべからく学校に就学し、一定年齢以上になっ てから労働の場へ間断なく移行していくことが、当為として広められていった。 実態としてそれが成立するのは、小学校卒業率が95%以上となる昭和初期で ある。改正工場法は、関東大震災等のため施行が延期され、大正15(1926)年 に施行されている。法律施行後も工場で働く義務教育未修了の「学齢児童」の 数が報告され続けていた『工場監督年報』において、昭和2(1927)年の報告で、 ついに「之等学齢児童は最早数に於て僅少となれるのみならず、問題として昭 和三年六月末日限り消滅に帰するものとす」(社会局労働部編 1929: 66) と官 言され、翌年より「少年労働者・児童労働及幼年工」の項目が消滅している(22)。 「児童労働」は自営農業などを中心に残り続けるが、近代的な制度領域である 学校と工場. 教育の領域と労働の領域は. ひとを年齢で分けて受け渡していく 仕組みを確立したのである――。

8 「子ども」・制度・身体――フィクションの向こう側

(1) 教育から労働への移行の成立とはいかなる事態か

明治期,義務教育が確立される過程で,年少者を発達する身体を持つ「児童」として保護・教育して将来に準備させ,そのことが労働や国家に資するという

論理と、「児童」を対象とする教育制度が確立されていく。その一方で、資本主義が離陸しようとする中で、資本の領域は別種の論理で動き始めていた。労働の現場の論理は、利潤や経済性の追求を旨とするものであり、当初は、年少者も目下の労働力と見て使役することを志向していた。

しかし、やがて教育的論理は当為としては否定しがたいものとなり、資本の側もそれを真っ向から否定しなくなる。代わりに、推進派がその根拠として調査・報告するようになった年少者の労働の「実態」に対し、学校が包摂できないならば使役するという論理が組み立てられ、年少者をその実情に応じて、2つの異なる論理で動く場――教育と労働の場――で棲み分けさせていく道が提案される。

ところが、法案の成立に手間どっているうちに、資本主義が高度化し、基幹工業では現実問題として年少者を労働力として必要としなくなってくる。むしろ、労働者にも規律や教養が要求される向きすらあり、年少のうちは学校で教育を受け、しかるべき後に工場で労働をという流れで合意が得られるようになり、問題は、10歳以上のどこに線を引くかへと移ってくる。

発達統計などが示す身体の平均的発達の度合いと、現実的な線の間で調整が図られ、一部義務教育期間と重複する "基本は12歳、条件つきで10歳"という線が引かれるが、後に国際的な労働規制の流れの中で、再度 "義務教育修了後の12歳"という線が引き直され、さらに適用範囲が一部の工場から全工業部門に拡大される。それにより、すべての年少者を「児童」として6年就学させた後、いずれかの時点で教育の責任において間断なく就労させることを推奨する体制が成立していき、やがて実態がそれに追いついていく——。

このような過程は、年少者が配慮すべき「児童」「子ども」と見なされるようになり、それを保護・教育し将来に備えさせる教育の論理が定着し、制度的な裏づけを得て強化されていく過程と言える。しかし、具体的に見てきて明らかになったのは、この論理が、経済性の追求を旨とする資本の論理において共

有されていたとは言えないということである。とりわけ明治30年頃の近代資本 主義の離陸期は、年少者も労働力とする方が経済的であるというのが資本家の 言い分であった。

そして、義務教育就学年齢程度の年少者を資本が手放したのは、必ずしも教育的な子ども観が浸透、徹底されたからとも言い切れない。義務教育修了年齢以上の「少年」層では資本の論理が譲れずにいるように、資本の論理は相変わらず経済性を旨としている。表面上教育的論理に譲るようになったのは、むしろ、資本主義の発展に伴って工場労働も複雑化し、利潤や経済性を追求する資本は、義務教育程度の年少者はもはや必要としなくなったからだとも考えられる。

それに、資本の側が、規律や教養をどこまで要求していたかもわからない。 工場の「悪弊」や規律の必要性を主張していたのは、農商務省や社会局であった。今後、資本の先端となった重工業やホワイトカラーをめぐる議論の検討を 行わねばならないが、少なくとも本稿が見てきた年少者や女性に依存した軽工 業中心の工場法の議論からは、資本家の側が積極的に規律や教養、その指標と しての学卒資格などを職工に要求した形跡は見られない⁽²³⁾。

つまり、工場法制定過程の検討からは、「児童」「子ども」という観念と学校が保護し将来に準備させるという論理の完成と見える過程は、別の角度から見れば、資本の論理が経済性の観点から不要の年少者を手放していった過程だったと言い換えられる。学校の勉強が学校とは別の論理で動く労働の現場で実際に役に立ったか否かはわからないが、結果として、ひとを一定の年齢で線引きして、規律や教養を身につけさせた後に労働の現場に移行させるという制度が整っていった。そのような仕組みが、年少者はすべからく「児童」であり、教育され将来に備えるべきだという論理を、制度的に裏書きするという構図になっている。

(2) 制度が支える身体

現在,私たちは、年少者は「子ども」であり、大人が保護し教育すべきものだという前提を広く共有している。その「子ども」を見分ける「根拠」とされてきたのが、発達する身体や、その指標としての年齢である。しばしば、「子ども」が歴史的な構築物であるという主張に対して、配慮されるべき「小さく脆弱な体」や「発達する身体」といったものが普遍の実体であるかのように対置されることがある。

しかし、配慮されるべき身体もまた、それを対象とし具現化する教育制度に加え、ここで見てきたような一定年齢でひとを受け渡していく制度間の関係が整っていくことで実現してきた、擬制=虚構と言えないだろうか。推進派が切り出し報告する「児童労働」の実態は、ある時、資本家に追認し肯定されるべき実情と読み変えられた。年齢引き上げを推奨する立場から根拠として持ち出された発達統計があっても、実態に譲歩させられ、「日本人の発達」という不確かな根拠すら援用された。悲惨な「児童労働」の「実態」やそこからから守るべき脆弱な身体、将来に備えさせるべき発達途上の身体や発達の「客観的データ」と見なされるもの自体、解釈実践の中でいかようにも揺らぐものなのである。

教育的な論理、社会政策的な論理が、その根拠として、年少者の特徴に言葉を費やし、労働実態や発達統計を探っている間に (24)、それとは別の水準で、資本の論理は年少者の身体に一時価値を見出し、そして技術の高度化に伴って一転して一定以下の年少者は不要と見なし出す。その冷徹な選別の上面を倫理的、社会的な言葉があふれ、教育と雇用の効用をめぐる議論や、細かい年齢での線引きの攻防、「日本人の発達」をめぐるいささか怪しげな議論が繰り広げられ、結果として制度が定まっていく。定まった制度により、「子ども」とその根拠としての「身体」「年齢」がよりリアルなものと浮かび上がる――。

私たちがしばしば直観的に依拠してしまう「子ども」の「実体」なるものも、 すでに技術や制度論の網の目の中にあり、その向こう側はおぼろげにしかうか がい知ることができないのである。

農商務省の実態調査では、工場内の教育施設があっても、示し合わせて出席しない女工の姿が描かれている(玉城 1957: 127-131)。また、聞き取り調査において、女工経験者が、就学を奨励する役人から逃げ回っていたことを述べている例もある(清川 2007: 380-384)。逆に、工場主が女工集めのために工場内教育施設を充実させ、女工もそこで身につけた普通教育や裁縫などの技術を糧に良い嫁ぎ先を見つけたなどという例も事欠かない。言葉と制度のすり合わせの中を、年少者たち、小さな身体たちは、ときに苦しげに、ときに軽やかに、行き来していた――。

註

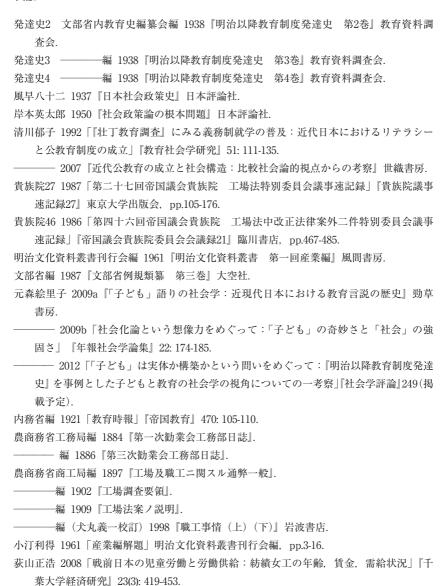
- (1) 本稿において、引用に際しては、原文の旧仮名遣いを新仮名遣いに改めた。
- (2) ただし、工場法制定史を、慈恵的観点に立った社会政策の誕生と見るか(風早 1937 など)、資本主義の発展に伴う労働力の磨耗を心配した資本家の労働力保全策への合理的転向と見るか(大河内 1940 など)、労働者側の運動の組織化によるものと見るか(岸本 1950 など)といった、3つの立場が存在した。このうち、第2の立場の議論を批判的に引き継いだのが、取締法説と言える。
- (3) 産業政策に関する事項を審議するために設立された農商務大臣の諮問機関。
- (4) 以下,本章は「第一回農商工高等会議々事速記録 職工ノ取締及保護ニ関スル件」(明治文化資料叢書刊行会編 1961: 17-57) を主に参照した。
- (5) なお、少年同様に労働が制限される女性についても、その体格が男性と違うこととが根拠にされており(同書:23)、この論理では、労働の場は、成人男性の「身体」のみが耐えうる場とされていることになる。
- (6) 幹事の説明では、女性の保護が必要なのは、将来的に一家団欒を作り出し子孫を育 てる役割を担うためである。また、会議前に刊行された農商務省商工局「保護及取締 ニ関スル参考資料」の巻末には、大阪市立衛生会報告として、産業の勃興で多数の未 丁年者が就業したことで、徴兵検査甲種合格者が年々減少していることが紹介されて

いる (小汀 1961: 9)。このように、「国民」や「労働者」に加え、将来的に女子は「母」 に、男子は「兵士」になることも想定されている。

- (7) 「社会化」という社会学の概念の歴史性については、元森(2009b)を参照のこと。
- (8) 以下,本章は「第三回農商工高等会議々事速記録 工場法制定ノ件」(明治文化資料叢書刊行会編 1961: 59-183)を主に参照した。
- (9) 当時の第2次小学校令では、「貧窮ノ為又ハ児童ノ疾病ノ為其他已ムヲ得サル事故ノ 為学齢児童ヲ就学セシムルコト能ハサルトキハ学齢児童ヲ保護スヘキ者ハ就学ノ猶予 又ハ免除ヲ市町村長ニ申立ツヘシ」(第21条)と就学免除規定を設けていた。
- (10) ただし、文部省側は、第3次小学校令に「尋常小学校ノ教科ヲ修了セサル学齢児童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ児童ノ就学ヲ妨クルコトヲ得ス」(第35条)と定め、雇用主に「簡易便益ノ方法」で教育を受けさせることを主張している(明治33年8月22日文部大臣樺山資紀府県に対する文部省訓令第10号、発達史4:119)。この点については、すでに菅並(2002)が指摘している。教育は学校で・工場は労働をという理想の狭間で、現実問題としてこぼれ落ちてしまう層への教育をどちらの制度領域が担うかは、文部省まで含めて見れば、明治30年代では未だ決着がつかないでいる。
- (11) 斎藤 (1995) は、『職工事情』の検討から、児童労働使用的と呼べるのは緞通、硝子、 燐寸くらいであり、紡績関係はティーンエイジャー使用的ではあっても児童労働依存 型ではなかったと述べ、産業化が児童労働を推し進めたため規制が必要になったと工 場法を見る説は当たらないと述べている。同論文では、児童の労働参加パターンの分 析から、工業化とともに児童の有業率が上がるという欧米の例に反し、就学率が着実 に上昇すると共に就業率が下がっていることも報告されている。また、荻山 (2008) は、 紡績女工の賃金が高かったことを実証している。そうまでして雇用される良質な労働 力は、もはや10歳未満ではなかったのである。
- (12) 義務教育未修了者については、工場法は工場主に就学を妨げないことだけ定め、教育は学校教育に一元化するという見方を踏襲している(東京商業会議所編1903:20)。
- (13) 学校における身体測定は、明治21 (1888) 年「直轄学校に対する学生生徒体格検査の訓令」で先鞭をつけられ(発達史3:742)、明治30 (1897) 年「学生生徒身体検査規程」により制度化(発達史4:749)、明治33 (1900) 年よりはさらに詳細な報告が指示されている(発達史4:761)。
- (14) 花井卓蔵(弁護士)にいたっては、義務教育卒業以降も、刑法等で区別されている 20歳未満は教育を施すべきという持論を展開している(同書: 88-89)。
- (15) 資本家(紡績業者)の合意をとりつけた第2回生産調査会の委員会が、事実上の工場法案成立であると言われる。ただし、委員会の議事録は散逸している。その内容についての検討は、坂本(1976)を参照のこと。

- (16) 農商工高等会議で猛烈な反対論を展開した村田保は、この最終局面でも、燐寸工場では6.7歳から使用し、貧民を養い良職工を要請するのに寄与していること、小さい手でないとできない仕事があることを主張しているが、もはや前後の論者から浮いた説にとどまっている(貴族院27:148.156)。
- (17) 同年施行の工場法施行令では、小学校令に譲ると議論されていたはずの工場主の就学義務について、「尋常小学校ノ教科ヲ修了セサル学令児童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就学ニ関シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ」(第26条)とあり、罰金規定(第33条7)も設けられた。実際の教育方法としては、工場主が尋常小学校の教科を授ける施設を作る場合と工場主が市町村の小学校に就学させる場合の2方法が認められている(大正6年文部農商務両次官通達「工場法施行令第二十六条ノ工場主ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ授クル施設事項認可標準」、文部省編 1987: 961)。
- (18) 適用工場の範囲についても、制定過程ではずっと議論となっている。
- (19) 工場法施行後の雇用と就学の実態については、田中(1967)が明らかにしているが、 それによれば、大正3(1914)年でも年間25万人近くの児童が義務就学から脱落して おり、工場法施行後も好転していない。紡績業者の実態については、谷敷(2007)が 詳しい。
- (20) 「第五条 1 本条約ノ日本国ニ対スル適用ニ関シテハ第二条ニ左ノ変更ヲ加フルコトヲ得 (a) 十二歳以上ノ児童ニシテ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得 (b) 現ニ使用中ノ十二歳以上十四歳未満ノ児童ニ関シテハ経過規定ヲ設クルコトヲ得
 - 2 十二歳未満ノ児童ヲ或種ノ軽易ナル業務ニ使用スルコトヲ認ムル日本現行法ノ規 定ハ之ヲ廃止スヘキモノトス」(「工業ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約」)。
- (21) 改正で使用の最低年齢を定めた工場法第2条が削除され、それに代わるものとして 全工業部門に適用される工業労働者最低年齢法が制定されるという構図になってい る。
- (22) 詳細は、谷敷(2007)を参照のこと。
- (23) 経済界が受け渡される人材の質や教育のあり方に明確に強く介入するようになるのは、戦後である。戦後は、資本の側も、人間を「労働力」とのみ見るのではなく「人的資本」と見るという、社会化の論理と通底する論理を採用していき、教育が「教育から労働への間断ない移行」を受け持つべきだという信憑がより広範に流布していくことになると考えられる。
- (24) 教育の論理が、年少者の処遇の論理を定めるのに、実体的な根拠として身体の統計を探っていった様子は、元森(2012)を参照のこと。

汝献



- 岡 実 1913『工場法論』有斐閣書房.
- 大河内一男 1940「労働者保護立法の理論に就て」『社会政策の基本問題』日本評論社, pp.239-319.
- 大内兵衛·土屋喬雄編 1933 『明治前期財政経済史料集成 第二十巻』改造社.
- 坂本悠一 1976「日本工場法成立史研究の問題点:最近研究成果と課題」『大樟論叢』8: 81-93
- 斎藤修 1995「近代日本の児童労働:その比較数量史的考察」『一橋大学経済研究』46(3): 216-229.
- 千本暁子 2008「日本における工場法成立史: 熟練形成の視点から」『阪南論集 社会科学編』 43(2): 1-17.
- 社会局労働部編 1927 『昭和二年 工場監督年報』.
- 渋沢青淵記念財団竜門社編 1958『渋沢栄一伝記資料 第十八巻』渋沢栄一伝記資料刊行 会, pp.102-118.
- 下田平裕身 1972a「明治労働政策思想の形成(上): 明治三十五年工場法案の成立過程の 分析」『経済と経済学』31: 1-116.
- 1972b「明治労働政策思想の形成(下):明治三十五年工場法案の成立過程の分析」『経済と経済学』32:1-47.
- 衆議院26 1990「第二十七回帝国議会衆議院 工場法案委員会議録(筆記)」『帝国議会衆議院委員会議録59』東京大学出版会,pp.79-98.
- 衆議院27 1990「第二十七回帝国議会衆議院 工場法案委員会議録 (筆記)」『帝国議会衆議院委員会議録65』東京大学出版会、pp.363-400.
- 衆議院46 1986「第四十六回帝国議会衆議院 職業紹介法中改正法律案外二件委員会議録」 『帝国議会衆議院委員会会議録36』臨川書店,pp.43-102.
- 菅並茂樹 2002「小学校令及び工場法の学齢児童就学規定をめぐる論議の検討」『東北生活 文化大学三島学園女子短期大学紀要』 33: 113-119.
- 隅谷三喜男 1977「工場法体制と労使関係」 同編著『日本労使関係史論』東京大学出版会, pp.1-40.
- 高瀬雅弘 2001「戦前期青少年労働問題をめぐる制度とまなざし」『社会学年誌』41: 143-156.
- ------ 2002「1920年代における少年労働保護政策の転換:工場法から少年職業紹介へ」 『東京大学大学院教育学研究科紀要』42: 149-157.
- 武田勉編 1987『生産調査会資料集 第一巻』柏書房.
- 玉城肇 1957『日本教育発達史』三一書房.
- 田中勝文 1967「児童労働と教育:とくに一九――年工場法の施行をめぐって」『教育社会

学研究』22: 148-161.

- 谷敷正光 2007「工場法,改正工場法の制定と学齢児童労働者:綿糸紡績業を中心に」『駒沢大学経済学論集』38(3): 29-65.
- 東京商業会議所編 1903『工場法案調査資料』(間宏監修 1987『日本労務管理史資料集第一期 第2巻工場法』五山堂出版).

吉阪俊三 1925『改正工場法論』大東出版社.

付記

本稿は、平成22~25年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B) (課題番号:22730411) の研究成果の一部である。

付表 関係年表

「前史」

明治14(1881) 農商務省設立

明治15(1882) 農商務省工務局調査課設置

明治16(1883) 「労役法」「師弟契約法」「工場規則」立案着手

東京商工会に「工場傭主被傭者間ノ取締法」「師弟間ノ取締法ノ要領」諮問

明治17(1884) 「興業意見」:「職工条例」「徒弟条例」発布提案

第1次勧業会:「工業上傭主被傭主間并師弟間ノ取締法」諮問

明治19(1886) 第3次勧業会:「工業上傭主被傭者間並師弟間ノ権利義務ノ規定及傭役ノ制

限等ニ関スル事項 | 再諮問

※8歳未満の雇用禁止

※8~12歳1日6時間、12~16歳1日8時間の時間制限

※16歳未満で就学義務未了の者の雇用禁止

明治20(1887) 「職工条例案」「職工徒弟条例案」脱稿

※10歳未満の雇用禁止/8歳未満の徒弟使役禁止

※14歳未満1日6時間、17歳未満1日10時間の時間制限、夜業禁止

※義務教育未修了者・非免除者を工場主が通学させる義務/16歳未満の

徒弟への読書・習字・算術の教授義務

明治23(1890) 農商務省商工局に再編

(第2次小学校令公布)

明治24(1891) 「職工条例制定ノ要否並其ノ規程ヲ要スル事項ニ付」各商業会議所に諮問

明治26(1893) 工場労働者の実況調査

 $\sim 27(1894)$

明治27(1894) (日清戦争 大阪天満紡績ストライキ)

明治29(1896) 地方長官に「職工ノ保護及取締ニ関スル事項 | 諮問

教育の論理と資本の論理の対立構図

明治29(1896) 第1回農商工高等会議にて職工保護の法律を議論

資本の論理の譲歩と「実態」をめぐる攻防

明治30(1897) 『工場及職工ニ関スル通弊一般』発行

工場法案完成 (明治30年法案)

明治31(1898) 『工場法制定ノ理由』発行 各商業会議所に法案制定を諮問

第3回農商工高等会議にて明治30年法案を審議

※10歳未満の雇用禁止 →「禁止または制限」に変更

※14歳未満1日10時間の時間制限, 夜業禁止 →1日12時間未満を「奨励」 に変更

※尋常小学校未修了の14歳未満職工への工業主の教育設備設置義務 → 削除

資本の論理からの年少者の放逐→年齢による教育の論理と資本の論理の線引きへ

明治33(1900) 商工局工務課工場調査掛設置

(第3次小学校令公布:義務教育4年制)

明治35(1902) 『工場調査要領』発行

『工場法案ノ要領』発行 工場法案立案 (明治35年法案)

※11歳未満の雇用禁止(現在の雇用の継続は許可,施行後10年間は8歳以

上1年、9歳以上3年、10歳以上5年の猶予)

※16歳未満1日12時間の時間制限、夜業禁止

明治36(1903) 『職工事情』発行

明治37(1904) (日露戦争)

 $\sim 38(1905)$

明治40(1907) (小学校令改正:義務教育6年制)

明治43(1910) 第26帝国議会に新法案提出 →撤回

※12歳未満の雇用禁止(施行時に雇用中の者と許可を受けた10歳以上可)

※16歳未満1日12時間の時間制限, 夜業禁止(許可により13歳未満の就労

および2時間の延長可,施行後5年は12歳以上可)

第2回生産調査会にて法案の再修正

※12歳未満の雇用禁止(軽易な作業は10歳以上も許可)

※15歳未満1日12時間の時間制限,夜業禁止(ただし施行後15年の猶予期

間あり)

明治44(1911) 第27帝国議会で工場法成立

大正3(1914) (第1次世界大戦)

 $\sim 7(1918)$

大正5(1916) 工場法施行 工場法施行令公布

空白期間なき移行の成立

大正6(1917) (臨時教育会議:義務教育8年制の議論開始 →未実現)

 $\sim 8(1919)$

大正8(1919) 第1回国際労働力会議「工業ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約」制

定

※14歳未満の雇用の原則禁止

※日本には12歳以上で尋常小学校修了者の雇用を認める代わりに10歳以

上の雇用禁止(現行法の廃止)を要求

大正11(1922) 社会局設立

大正12(1923) 第46帝国議会に工場法改正および「工業労働者最低年齢法」法案提出

※14歳未満の工業使用禁止(12歳以上で義務教育を修了した者は例外)

※16歳未満1日11時間の時間制限. 夜業禁止

大正12(1923) (関東大震災)

大正15(1926) 改正工場法・工業労働者最低年齢法施行

昭和2(1927) 『工場監督年報』にて児童労働問題の消滅を宣言